

中国地方商工会議所女性会連合会鳥取大会開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中国地方商工会議所女性会連合会鳥取大会開催事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取商工会議所女性会が行う中国地方商工会議所女性会連合会鳥取大会開催事業に要する経費の一部を補助することにより、事業の円滑な運営による地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取商工会議所女性会とする。

(補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中国地方商工会議所女性会連合会鳥取大会開催事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。ただし、補助事業者の運営に係る経常的な経費、人件費及び備品購入費は対象としない。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費から当該事業に係る本補助金以外の収入を除いた額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付申請は、原則として補助事業の開始前までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(補助事業の着手等)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に定める着手届の提出を要しないものとする。

2 事業の内容が明確であり、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事

情による場合は、補助事業者は、交付決定前であっても、交付決定前着手届を提出することにより、補助事業に着手することができるものとする。この場合において、交付決定を受けるまでの間に生じた当該補助事業に係るあらゆる損失等は、補助事業者の責任とし、市は一切の責任を負わない。

(交付決定の時期等)

第9条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(承認を要しない変更)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了、中止又は廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 7 条、第 1 1 条関係）

中国地方商工会議所女性会連合会鳥取大会開催事業補助金 事業実施計画（報告）書

区分	内容
1. 補助事業者	
2. 所在地	
3. 代表者	
4. 事業の目的	
5. 事業内容	（実施（予定）日、対象者、参加人数、開催場所、事業概要などを記載）

様式第 2 号（第 7 条、第 1 1 条関係）

中国地方商工会議所女性会連合会鳥取大会開催事業補助金 事業収支予算（決算）書

1. 収入の部

区 分	予算額	決算額	増 減	積算内訳
自己資金				
本補助金				
その他の収入				
合 計				

2. 支出の部

区 分	予算額	決算額	増 減	積算内訳
合 計				